

平成 24 年度第 2 回
横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会

日時：平成 25 年 3 月 26 日（火）9:30 から 11:30 まで
場所：関内中央ビル 10 階 大会議室

■ 次 第 ■

1 開 会 9:30~

2 報 告 9:35~

【報告 1】 検討会 1・2 の実施状況について <資料 1 >

【報告 2】 第 3 期横浜市地域福祉保健計画・第 5 次横浜市地域福祉活動計画の策定について
(中間報告) <資料 2 >

3 議 事 10:00~

素案（案）について <資料 3-1 >

(1) 第 1 章 4(1) 地域福祉とは何か・保健の視点も取り入れて進める意義 <資料 3-2 >

(2) 第 1 章 1(2) 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画と他計画等との
関係性について <資料 3-3 >

4 その他報告 11:05~

【報告 1】 平成 24 年度横浜市地域福祉保健計画関連事業取組状況 <資料 4 >

【報告 2】 第 2 期地区別計画分析の報告について

【報告 3】 計画策定スケジュールについて <資料 5 >

検討会①「2025年の地域の姿に向けた地域支援のあり方検討会」実施状況

1 検討会設置目的

2025年に想定される課題を踏まえ、超高齢化、単身世帯化が進展しても、地域における支えあいの取組が持続可能となる姿をイメージした上で、身近な地域における支えあいの仕組みづくりやそのための地域支援のあり方等について検討しました。

2 検討会実施状況

| 日程 | 検討内容 |
|---------------------|---|
| ①H24. 9. 25 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会の設置趣旨と課題意識の共有 ・ 2025年に想定される地域の姿について ・ 次期計画に求められる取組方策の候補の検討 |
| ②H24. 10. 30 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会情勢の変化と市民像別にみる暮らしやすさ、求められる取組（ゲストスピーカーによる報告） ・ 次期計画の総合目標、課題と中長期ビジョン、取組方策の検討 |
| H24. 12. 3 計画検討会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会①②の合同検討の場である計画検討会にて、各検討会において論点となっている事項を抽出した上で意見交換 ・ 論点：自助力の強化の具体とは／地区別計画の仕組みを用いた地域支援とは／区計画・地区別計画の存在を踏まえた市計画のあり方とは 他 |
| ③H25. 2. 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画における柱1及び柱2の重点的な取組案の検討 ・ 素案構成イメージの検討 |

3 主な課題意識に対する検討結果

※検討結果は、策定・推進委員会や区役所等と議論するための案という位置づけ

| 主な課題意識 | 検討結果（要旨、主な意見）など |
|--|---|
| ①地区別計画の策定・推進の仕組みそのものによって、地域に何をもたらし、どのような地域にすることが支援目標なのかを明確にする必要があるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区別計画は地区の特性に応じて進めているが、各地区共通に取組の到達段階を振り返れるような指標（より多くの住民参加があるか、弱者の視点をもって取り組んでいるか等）をもつことが重要で、計画期間の開始時点から住民とともに評価（地域アセスメント）に取り組む必要がある。 ・ 目指す地域の姿は、「地域力の向上」、「つながりの資源化」等をキーワードに精査していく。 |
| ②公的機関三者の連携と役割分担により、地区別計画の策定・推進の仕組みが目指すこととその動かし方を示すような「地域支援指針（仮称）」を作成する必要があるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会において地区別計画の策定・推進の仕組みのあり方を検討しつつ、区役所全体に関するテーマであることから、市民局との継続的な意見交換を実施するために庁内検討プロジェクトを行っていく（25年度は区計画策定・推進指針改定の検討会へ発展させる）。 |

| 主な課題意識 | 検討結果（要旨、主な意見）など |
|---|---|
| <p>③地域の主体的な取組の推進を支援できるよう、取組の発展段階に応じた一定の支援方法を、公的機関三者それぞれが習得し、実践できるようにするために必要なことは何か。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区別支援チームによる地域支援の基本的な役割として求められることは、「住民のニーズを受け止めるための相談技術」「ニーズや情報を収集し提供する技術」「自助・共助・公助を組み合わせた総合的支援を生み出す技術」等の技術をチームの総力としてもっていることである。 ・ 地域支援のスキル向上をはかるために、特に地域福祉保健活動の最前線である地域ケアプラザ職員の人材育成支援の強化を通じて、公的機関三者全体のレベルアップにつなげる。 |
| <p>④地域の生活課題を把握・調整・解決する現行の仕組みについて、どこに課題があるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる個別支援で把握した課題が、地域の課題となり、区や市の施策に反映されるといった流れが機能していない面があるため、各圏域における取組の相互関係を重視し、仕組みとして機能するようにしていく必要があるのではないかと。 |
| <p>⑤地区別計画で取り上げるテーマは幅広い生活課題であっても、地域福祉保健計画や地域福祉活動計画として取り組む目的は、社会的弱者に目を向けた「誰もがいつまでも安心して暮らせる」ためであると、関わる者同士が共通認識し続けるための有効な手立てがあるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民とともに課題解決に取り組もうとすれば、住民から取り上げられるテーマは広がり、ソフト面とハード面のニーズが混在していくものだとかあらかじめ認識しておくことは必要である。 ・ 生活課題の範囲を広げる意義は包括的に対応できることであり、狭める意義は専門的に取り組めることであり、それぞれに長所短所がある。 ・ 最も重要なことは、行政内のネットワークが機能し、地域で把握した課題がしかるべき部署に的確につながるようになってきていることである。 |
| <p>⑥自助の大切さをどのように打ち出すべきか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己責任を強く求めていると誤解を受けるので、自ら積極的に助けを求める力をもつ市民を増やす、それに気づきつなげる市民を増やすという考えで取組を推進する。 ・ 具体的なリスク（例：孤立死）をあげ、予防するための自助・共助・公助の取組を例示することにより、自助で取り組む範囲が明確になり、その大切さを働きかけるうえで有効である。 |
| <p>⑦「障害理解の普及啓発と当事者の社会参加の促進」について、地域福祉保健計画ならではの視点でどのようなことに取り組むべきか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害」を理解することは重要ではあるが、一方では、「理解しよう」としなければならないことなのかと疑問を感じる。 ・ 「理解しよう」と構えるのではなく、誰もが一人ひとり当たり前の存在として認め合うことを目指したい。それには、幼い頃から触れ合っていることが重要である。 ・ 障害、国籍、年齢、性別などの「多様性の理解」を進める取組を行うことが望ましい。 |

| 主な課題意識 | 検討結果（要旨、主な意見）など |
|---------------------------------------|---|
| ⑧市計画・区計画・地区別計画の三層構造において、市計画が果たす役割は何か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市計画は、区計画策定・推進のためのヒントやツールの提示、区では実施できない市レベルの取組（環境づくり：行政保有情報の提供等）、各地域（市外も含む）のいわゆる成功事例の収集と情報提供を担うものとする。 ・市レベルで地域を類型化することを試みながら地区別計画等の分析を行い、地区別計画策定・推進の一助となるように、地域特性格の共通課題と取組方策例を示せるようにする。 |

4 検討結果の活用方法と今後の主なスケジュール（予定）

- 平成 25 年 2 月～3 月 局内・局間調整 / 区・区社協への経過報告と意見集約
- 平成 25 年 3 月 策定・推進委員会への経過報告と審議
- 平成 25 年 5 月～6 月 区・区社協への次期計画素案説明と意見集約
- 平成 25 年 7 月 策定・推進委員会への次期計画素案説明と審議
- 平成 25 年 9 月 次期計画素案によるパブリックコメント実施

5 検討委員（五十音順・敬称略）

| | 氏名 | 所属 | 分野 |
|----|--------|---------------------|-------------|
| 1 | 大木 幸子 | 杏林大学保健学部 教授 | 学識経験者 |
| 2 | 岡田 朋子 | 福祉と保健の生活課題を考える会 代表 | 学識経験者 |
| 3 | 金子 恵子 | 地域活動ホーム 径（みち）所長 | 障害分野関係者 |
| 4 | 小宮山 滋 | 横浜市民生委員児童委員協議会 理事 | 民生委員児童委員協議会 |
| 5 | 関根 崇年 | 市民公募委員 | 市民委員 |
| 6 | 長倉 真寿美 | 立教大学コミュニティ福祉学部 准教授 | 学識経験者 |
| 7 | 宮坂 洋子 | UN Women 日本国内委員会 理事 | 男女共同参画 |
| 8 | 森本 佳樹 | 立教大学コミュニティ福祉学部 教授 | 学識経験者 |
| 9 | 山村 良一 | 中村地域ケアプラザ所長 | 地域ケアプラザ |
| 10 | 渡邊 富次 | 旭区社会福祉協議会会長 | 地区社会福祉協議会 |
| 11 | 梅澤 厚也 | 西区地域力推進担当課長（区政推進課長） | 区役所 |
| 12 | 福本 修平 | 緑区福祉保健課長 | 区役所 |

ゲストスピーカー オブザーバー 事務局
 政策局政策課政策支援センター 主席研究員 中川 久美子
 健康福祉局企画課、地域支援課、市民局地域活動推進課
 健康福祉局福祉保健課、横浜市社会福祉協議会

検討会②「幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げるための検討会」実施状況

1 検討会設置目的

「担い手不足」「後継者不足」と言われる現状を改善するための「幅広い市民参加」のあり方について、市域・区域・地域で取り組むことと、その取組推進のために活用できる社会資源の開発、環境整備について検討を行いました。

2 検討会実施状況

| 日程 | 検討内容 |
|---------------------|--|
| ①H24. 9. 20 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会の設置趣旨と課題意識の共有 ・ 幅広い市民参加の実現とそのため環境整備について ・ 次期計画に求められる「取組方策」の候補の検討 |
| ②H24. 11. 9 | 「取組方策」の候補にかかる「現状と課題」及び「目指す方向性」の検討 |
| H24. 12. 3 計画検討会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会①②の合同検討の場である計画検討会にて、各検討会において論点となっている事項を抽出した上で意見交換 ・ 論点：「総合目標としての“幅広い市民参加”の呼びかけはどのように表現すればよいか』『「地域のつながりの大切さ」等をどのように打ち出すべきか』『「地域で活動・活躍できる機会づくり」の取組について』他 |
| ③H25. 1. 31 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画における柱3の重点的な取組案の検討 論点：「どのような活動のためにどのような人材が不足しているのか、担い手育成の目的と育成方法等の体系的な整理が必要」他 ・ 素案構成イメージの検討 |

3 主な課題意識に対する検討結果

※検討結果は、策定・推進委員会や区役所等と議論するための案という位置付け

| 主な課題意識 | 検討結果（要旨、主な意見）など |
|--|--|
| ①地域福祉保健の取組については市民の認知度が低く、関心が高くはない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもを通じたつながり、趣味やテーマでのつながり等地縁や血縁以外でのつながりづくりを進め、幅広い市民参加につなげていく。 |
| ②地域福祉保健活動の担い手として幅広い市民参加を得ていくための方策について、現行計画の取組に対する評価やその後の社会的な動向を踏まえつつ、再構築する必要があるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象層ごとに分けて、幅広い参加を得ていく方策を検討する。 ・ 元気な高齢者の参加により地域活動の活性化を進める。 ・ 老人クラブ、文化・スポーツ活動団体、福祉以外の公共施設等と、市民参加の幅を広げるために連携を深めることが必要である。 ・ 参加を促したり活動を継続するために必要な環境整備について検討を進める。 |

| 主な課題意識 | 検討結果（要旨、主な意見）など |
|---|--|
| <p>③学校と地域との新たなつながりを糸口とした人材の確保や、企業の地域貢献の視点、NPO、社会福祉施設との協働の視点で、幅広い市民の参加を得ていく仕組みについて検討する必要がある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校を通じてこどもと地域のつながりを深め、「地域への愛着」「地域理解」の啓発を進めるとともに親世代への働きかけにより地域人材の開拓を行うことが必要である。 ・ 企業の地域貢献活動を進めるための啓発やノウハウ、及び企業と連携した施策の検討が必要である。 ・ 社会福祉施設は地域拠点、専門職の人材活用などの視点で協働の余地が十分ある。 ・ 区社協など公的機関の支援により、NPOの力を地域課題解決に活かすことができる。 |
| <p>④総合目標としての“幅広い市民参加”の呼びかけとはどのように表現すればよいか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域への愛着」「可能な範囲で」「達成感が得られる」をキーワードとし、「幅広い市民参加を重視した地域社会全体の活力向上」と整理した。 |
| <p>⑤「地域のつながりの大切さ」等への理解を広く深く浸透させていくために、市レベルで取り組む啓発・PRをどのように考えるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の広報の取組と、「地域のつながりの大切さ」等の啓発・PRについては、様々な対象層を意識し働きかけを行う。 ・ 誰もが必ず聞く機会を得るような啓発の場を用意する仕組みが有効である。 |
| <p>⑥「居場所づくり」だけでなく、「地域で活動・活躍できる機会」が求められてきているが、「地域福祉保健計画・地域福祉活動計画的な取組」としてどのようなことが考えられるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流の場としての居場所が、活躍の場や役割期待を付与する仕掛けにより、出番づくりにつながる。 ・ 地域の中で循環していく仕組みによって活動・活躍できる場ができる。 ・ 困難を抱えている人や障害者の社会参加や就労にはコミュニティビジネス的な視点を取り入れることでの解決も有効である。 |
| <p>⑦どのような活動のためにどのような人材が不足しているのか、現状把握・分析ができていない。担い手育成の目的と育成方法等の体系的な整理が必要。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果があった取組の分析により有効な手法を検討する必要がある。 ・ ニーズに立脚した人材開発を進めるため、地域・区域・市域の重層的なニーズ把握や課題検討の仕組みを作ることを検討する。 |

| 主な課題意識 | 検討結果（要旨、主な意見）など |
|--|--|
| ⑧担い手育成や幅広い市民参加に向けた地域福祉保健の取組を広げるための地域に関わる様々な公的機関の連携促進 | ・老人福祉センター、地区センター、コミュニティハウス、区民活動支援センター等地域施設間での関係づくりを進め、情報共有、事業等の共同実施等施設が連携した取組を進める。 |

4 検討結果の活用方法と今後の主なスケジュール

- 平成 25 年 2～3 月 局内・局間調整 / 区・区社協への経過報告と意見集約
- 平成 25 年 3 月 策定・推進委員会への経過報告と審議
- 平成 25 年 5～6 月 区・区社協への次期計画素案説明と意見集約
- 平成 25 年 7 月 策定・推進委員会への次期計画素案説明と審議
- 平成 25 年 9 月 次期計画素案によるパブリックコメント実施

5 検討委員（五十音順・敬称略）

| | 氏名 | 所属 | 分野 |
|----|-------|--------------------------|------------------|
| 1 | 金子いずみ | 市民公募委員 | 市民委員 |
| 2 | 工藤 廣雄 | 横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ施設長 | 施設関係者 |
| 3 | 櫻井 淳 | 横浜プランナーズネットワーク関係者 | 地域まちづくり関係者 |
| 4 | 竹谷 康生 | 栄区シニアクラブ連合副会長 | 高齢分野関係者 |
| 5 | 中野しずよ | 特定非営利活動法人市民セクターよこはま理事長 | NPO・市民活動団体等 |
| 6 | 名和田是彦 | 法政大学法学部 教授 | 学識経験者 |
| 7 | 西村 敦子 | 港南区相武山小学校地域コーディネーター | 学校・地域連携関係者 |
| 8 | 山田美智子 | 横浜一万人子育てフォーラム | 子育て分野関係者 |
| 9 | 小清水経仁 | 瀬谷区社会福祉協議会事務局長 | 区社会福祉協議会 |
| 10 | 柴崎 浩志 | 横浜市もえぎ野地域ケアプラザ・ユートピア青葉館長 | 地域ケアプラザ・老人福祉センター |
| 11 | 名木 齊 | 磯子区地域振興課長 | 区役所 |
| 12 | 原 巧 | 保土ヶ谷区福祉保健課長 | 区役所 |

オブザーバー 教育委員会指導企画課、市民局地域活動推進課、健康福祉局企画課
事務局 横浜市社会福祉協議会、健康福祉局福祉保健課

1 趣旨

社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」である「横浜市地域福祉保健計画」では、誰もが身近な地域で安心して暮らせる地域づくりをめざし、市民、事業者、行政が協働で地域の課題解決に向けた取組を進めています。

また、横浜市社会福祉協議会が策定・推進してきた民間レベルの計画である「横浜市地域福祉活動計画」でも、住民主体の地域福祉活動を推進しています。

そこで、両者を一体的に策定する第3期横浜市地域福祉保健計画・第5次横浜市地域福祉活動計画(以下、「次期計画」という)では、これまでの推進経過の評価を踏まえ取組をさらに進めていくとともに、2025年の課題を見据え、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

2 次期計画の特徴

- (1) 第2期区計画の取組により、全区全地区で地区別計画が策定・推進されていることを受け、現行計画の基本理念の考え方を継承し、身近な地域における支えあいの仕組みづくりと課題解決に向けた取組を更に進めるために、地域支援のあり方を示します。
- (2) 後期高齢者が急増する2025年の課題等を踏まえ、将来のあるべき地域の姿を想定したうえで、次期計画期間(平成26~30年度)で目指す地域の姿を明らかにし、それに向けて必要な取組を検討しています。
- (3) 地域福祉保健の取組をさらに進めるために、横浜市地域福祉保健計画と横浜市社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定し、役割分担を明確にしながら区計画の推進等を支援します。
- (4) 幅広い市民参加による地域福祉保健の推進につながる取組を現行計画より強化していくために、こども青少年局、市民局、教育委員会、政策局等との連携を図りながら策定していきます。

3 市計画、区計画、地区別計画の位置づけ

- (1) 第2期区計画における地区別計画の全地区策定を受けて、地区別計画を地域の身近な生活課題を解決する計画と位置付け、区計画は地区別計画推進を支援するもの、市計画は区計画推進を支援するものとして、それぞれの役割を明確に位置付けます。
- (2) 市計画は、高齢者、障害者、こども、保健等、各分野別計画を地域の視点から横断的につなぐものと位置付けます。

| 市計画 | 区計画 | |
|--|---|---|
| | 区(全体)計画 | 地区別計画 |
| <ul style="list-style-type: none"> 基本理念と方向性の提示 区計画を進めるために必要な市の支援策や市域で行う取組 分野別計画を横断的につなぐ計画 | <ul style="list-style-type: none"> 市民に身近な中心的計画 地域課題解決の方策や取組 地区別計画を進めるために必要な区の支援策 区域全体の共通課題、地域の支え合いでは解決できない課題に対する区としての取組 | <ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの特性や課題に対応する計画 生活課題にきめ細かく対応 日常的な地域の支えあい、顔の見える関係の構築などに関わる取組 |

4 次期計画の基本理念

第2期横浜市地域福祉保健計画：誰もがいつまでも安心して暮らせる都市よこはまをつくろう
第4次横浜市地域福祉活動計画：誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります

次期計画では、これまでの基本理念を継承しつつ、一体的な表記に修正しました。

(新)誰もが安心して自分らしく暮らせる「よこはま」をみんなで作ろう

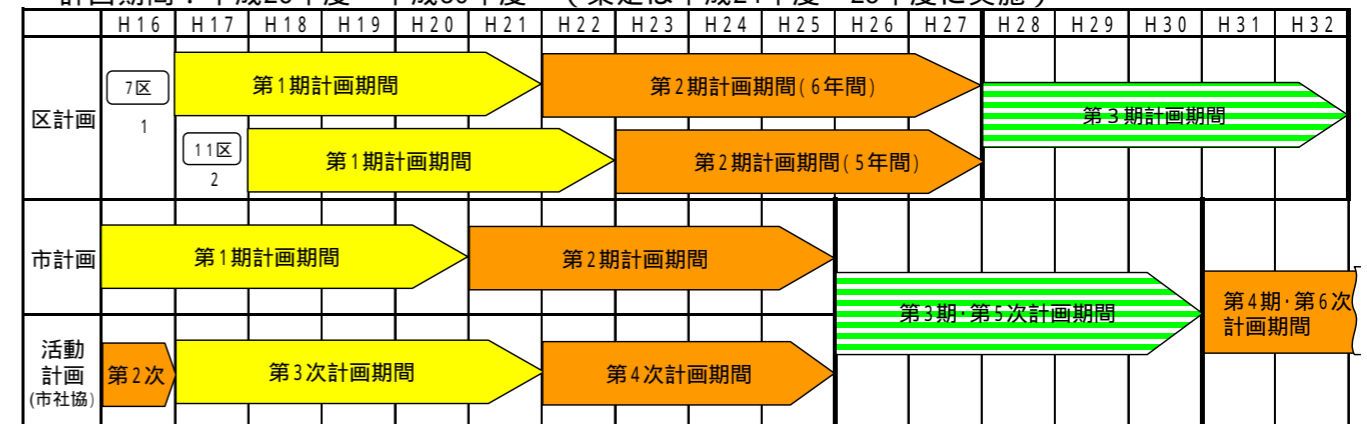
5 市地域福祉保健計画と市地域福祉活動計画の一体的な策定の意義

共通の理念・目標のもと、行政と社会福祉協議会の役割を明確化し、連携を図ることにより、地域福祉保健推進の方向性を統一的に市民に示すことができるとともに、さらなる地域福祉保健の推進の実現を目指します。

6 スケジュール

| | |
|-----------|---|
| 平成24年度 | 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会(7/25)、地域福祉保健計画・地域福祉活動計画検討会(12/3) |
| 実績 | テーマ別検討会 「2025年の地域の姿に向けた地域支援のあり方検討会」(9/25、10/30、2/5) |
| | テーマ別検討会 「幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げるための検討会」(9/20、11/9、1/31) |
| 2/27~3/22 | 担当部長、センター長、福祉保健課長、運営企画係係長、事業企画担当の各会議で中間報告を行い意見照会。 市社協より区社協に中間報告を行い意見照会。CPには3/6及び3/15の所長会で報告。 |
| 3月中 | 第3期区計画策定・推進指針の改定に向けた区局意見交換 |
| 3/25 | 区と区社協への意見照会 提出締め切り |
| 3/26 | 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会(区と区社協からの意見の概要を報告) |
| 4月末~5月 | 区と区社協から出された意見のフィードバック |
| 5月~ | 第3期区計画策定・推進指針検討会の実施 次期計画評価方法の検討 |
| 5月末~6月 | 素案(案)の提示と区・区社協・地域ケアプラザへの意見照会 |
| 7月 | 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会(素案確定) 区・区社協・地域ケアプラザへの素案確定版の提示、パブリックコメントのスケジュール説明 |
| 9月 | 素案公表(記者発表、市連会説明、関係団体説明、パブリックコメント) |
| H26年1月 | 計画確定 |

計画期間：平成26年度～平成30年度(策定は平成24年度～25年度に実施)



1 鶴見区、神奈川区、西区、南区、青葉区、栄区、泉区

2 中区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、瀬谷区

次期計画の基本的な方向性 ~ 現行計画との対比 ~ (案)

< 基本理念 > 誰もが安心して自分らしく暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

第2期横浜市地域福祉保健計画
(平成21～25年度)

第4次横浜市地域福祉活動計画
(平成22～25年度)

第3期横浜市地域福祉保健計画
第5次横浜市地域福祉活動計画
(平成26～30年度)

基本理念に基づく2つの理念を提示。
住民主体と協働による地域福祉推進
ノーマライゼーション

理念を実現するための具体的な目標については明記されていなかった。

地域づくりを進める

「つながり」を大切にする

< 市地域福祉保健計画 >
身近な地域を単位とする取組を進めるために、地区別計画を全区で策定した。住民主体の地域課題解決に向けた取組を進めるため、各区で地区別支援チームをつくり、地域支援を進めた。
【課題】地域づくりを更に進めていくための地域支援のあり方、地域支援の体制等を明確化することが必要。

< 市社協活動計画 >
地域のボランティアセンター・拠点整備の取組の試行を始め、セイフティネットプロジェクト横浜による障害理解の取組、新たな情報ツールによる広報の強化等つながりを広げる取組を実施した。地域アセスメントや地区支援記録等を活用し関係機関の協働による地域支援を進めた。
【課題】地区別計画を一層推進していくための支援体制、支援方法の検討が必要

目標の明確化

< 理念実現のための重要な視点 >
住民主体と協働による地域福祉保健の推進
誰もが自分らしく地域で暮らし、共に支えあう(ノーマライゼーション)

< 総合目標 > 基本的理念を実現するための総合目標を記載し、向かうべき方向性を明確化する。
人と人とのつながりを地域資源の一つとして積み重ねていく意義の浸透
自助・共助・公助の組み合わせによる誰もが健やかで安心して生活できる地域づくり
幅広い市民参加を重視した地域社会全体の活力向上

地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつく

区計画策定・推進のこれまでの実践を踏まえ、住民主体の取組を更に推進するために、区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくりと地域支援のあり方を明確化する。
段階に応じた地域支援の目標を明確化できるよう、地域の発展段階を分析する指標(分析枠組み)を整理する。
地域主体の取組の立ち上げ・維持・発展を支援し、ネットワーク化を図る仕組みづくりを進める。

2025年に向けたあるべき地域の姿

より多くの地域で、地域の状況に応じた市民主体の課題解決に向けた取組が行われている。

公的機関は施策展開に加えて、各地域の主体的な課題解決に向けた取組の支援を行っている。

必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる

情報が、支援が届く

< 市地域福祉保健計画 >
ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業等の推進により、単身高齢者の状況把握・見守り及び相談支援の仕組みづくりを進めた。
支援が必要な人を専門機関と事業者等が連携して把握し、サービスにつなげる仕組みづくりを進めた。
【課題】必要な人に支援が届くための環境整備が進んだため、今後はさらに住民による早期発見の取組と日常生活圏域での生活支援策の連動を具体化させていくことが必要。

< 市社協活動計画 >
より身近な地域である町内会単位の見守り活動やたすけあい活動を試行した。高齢者・障害者等の権利擁護・成年後見に関する事業の拡充のほか、市民後見人の養成・活動支援や区社協における法人後見業務に関する検討等、新たな支援の仕組みづくりを進めた。
【課題】住民主体の活動を進めるとともに、さまざまな取組をつなぎ、新たなサービスを生み出すような仕組みが必要。

地区別計画推進の仕組みを基盤とした地域づくりの更なる推進

従来の取組では漏れやすい対象を、地域で見守り、支援につなげる自助・共助・公助が連動した仕組みづくり

支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる

より多くの地域で地域主体の見守り活動とそれを生かした災害時要援護者支援等を充実させ、平常時でも災害時でも、支援が必要な人の存在に周囲の人々が気付き、速やかに的確な支援につながる仕組みをつくる。
自助・共助・公助の連携により、個別支援が届かず様々な生活課題を抱えている人々の存在に気付き、支える仕組みづくりを進める。
身近な地域で生活課題を把握・調整・解決する仕組みを充実させるとともに、個別課題を地域課題につなげ、区域や市域の取組に反映させるための仕組みづくりを進める。
高齢者や障害者が地域で安心した生活を送ることができるよう、市民後見人の養成と活動支援等とおし、身近な地域における権利擁護の推進をはかる。

自ら積極的な情報発信を行い、困った時に「助けて」と言える力をもつ市民が増えると共に、「日頃のお互いさま」と「いざというときの備え」による地域の中でのつながりが広がっている。

個々のニーズを地域のニーズとして捉え、公的機関・事業者・地域の連携により、課題解決に向けた取組が行われている。

幅広い市民参加により

一人ひとりの参加で市民活動の輪を広げる

< 市地域福祉保健計画 >
地域福祉保健の取組を広げるために、子どもや若者世代、団塊の世代、高齢者や障害のある人、学校や企業の関係者など、幅広い市民参加を進めてきた。
担い手不足の解消に向けた「市民向けボランティア講座」等の充実を図った。
【課題】介護支援ボランティアポイント事業等、市民参加に向けた仕掛けづくりは徐々に進んだが、より幅広い市民参加を促すための環境整備や仕掛けづくりを工夫し、進めていくことが必要。

< 市社協活動計画 >
市民活動の輪を広げることを目指して、企業の地域貢献活動のノウハウ集の作成やモデル実施、福祉教育の推進に関する新たな指針づくり、地域活動のリーダー育成等に取り組んだ。
福祉従事者の育成のほか就業につながる支援等に取り組んだ。
【課題】企業の他、より多様な施設、団体等との連携を進めるとともに、具体的な地域課題解決のために協働する取組が必要。

幅広い対象層に向けた啓発と、関係機関、関係施設等との連携強化

幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる

あらゆる世代、あらゆる住民層が「つながり」を意識し、地域福祉保健に関心を持つことができる取組を進める。特に、次世代に向けては「つながりづくり」の重要性の理解と地域への愛着づくりを進めていく。
元気な高齢者の意欲と能力が発揮できる新たな「場」と「出番」づくりの取組を進め、地域福祉保健活動への参加を広げる。
高齢者、障害者等を含む全ての人がお互いに支え合い、さまざまな活動に参加することの大切さについて理解を進める。
社会福祉施設、企業・商店、NPO等との協働による課題解決の取組の推進と、活動の継続に役立つ手法の浸透を進める。
地域に関わる様々な関係機関の連携を促し、地域福祉保健活動の推進に重要な資源と人材が効率的・効果的に機能できるよう進める。

次世代育成を切り口にした親同士のつながりや、地縁だけではない趣味やテーマによるつながりも広がっている。
障害に対する市民の理解が進み、お互いに支え、助け合う地域社会づくりの意識が高まることにより、障害者を含む全ての人々の社会参加が促されている。
「高齢者は支えが必要な人」という固定観念がなくなり、高齢者世代の誰もが健康づくりに努めながら地域の活性化に関わっている。
企業・NPO・社会福祉施設等の社会資源の特性を生かし、連携を進めることにより、持続可能な取組が増えている。

推進の柱1

推進の柱2

推進の柱3

第3期横浜市地域福祉保健計画・第5次横浜市地域福祉活動計画「よこはま〇〇プラン」の全体概要(案)

| 基本理念 | | 誰もが安心して自分らしく暮らせる「よこはま」をみんなでつくり (基本理念を実現させるための重要な視点：住民主体と協働による地域福祉保健の推進 / 誰もが自分らしく地域で暮らし、共に支えあう(ノーマライゼーション)) | | | | | |
|------------------------------------|---|--|--|--|---|---|--|
| 次期計画の 総合目標 | (1)人と人とのつながりを地域資源の一つとして積み重ねていく意義の浸透 地域社会における「人と人とのつながり」を築き、そこから「信頼感」「お互いさまの関係性」を生み出すことが地域課題に向きあう際の資源となることを、あらゆる世代に浸透させる(社会関係資本、ソーシャル・キャピタル)。 | | (2) 自助・共助・公助の組み合わせによる誰もが健やかで安心して生活できる地域づくり 身近な地域におけるつながりで支えあうための取組を一層進めるとともに、対象者ニーズに応じた公的サービス提供の仕組みと、全ての市民が本来持つ自立に向けた力をより高め、取組を適切に組み合わせることにより、誰もが健やかで安心して生活できる地域をつくる。 | | (3) 幅広い市民参加を重視した地域社会全体の活力向上 幅広い市民に向けて地域福祉保健活動への参加を呼びかける際の視点として、「地域への愛着の醸成」「それぞれの得意なことを生かした出番づくり」「参加する市民自身にとっての達成感」を重視した上で、持続可能な活動の促進を図り、地域社会全体の活力を高めていく。 | | |
| | 推進の柱 | 重点取組 | A 2025年(H37)に想定される課題や既に表面化している課題 | B 中長期的なビジョン(将来のあるべき姿・構想・展望) | C 計画期間<H26年度~H30年度>で目指す姿 | 主な取組(次ページ「D 具体的な取組名」から抜粋) | |
| 地域住民が主役となり、地域課題の基盤をつくり組む | 柱1 | 柱1-1 地域課題の解決に向けた支援の拡充(地区別計画及び区計画の策定・推進) | ○人口構成、住民層、住宅環境等の地域差が大きくなるとともに、地域社会の取組を次世代に継続していくことが困難な地域が発生している。 | ○より多くの地域で、地域の状況に応じた市民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○公的機関は基本的な施策展開に加えて、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。 | ○各区創意工夫による区計画策定・推進のこれまでの実践を踏まえ、地域支援のあり方が整理され、遂行されている。 ○地域主体の取組の立ち上げ・維持・発展とそれらのネットワーク化を図る仕組みにより、地域課題が徐々に解決されている。 | ○区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくりと支援目標の明確化 ○現状分析を踏まえた重点的支援が必要な地域の焦点化と地区別支援のあり方の明確化 | |
| | 支援を必要とする人が的確に 支援へつながる仕組みをつくる | 柱2 | 柱2-1 つながりを生かした見守りの充実 | ○単身世帯・夫婦のみ世帯・ひとり親世帯の増加により、家族機能を補完する地域のつながりがますます必要になっている。 ○想定される大地震に備え自助・共助・公助による取組の推進が求められている。 | ○自ら積極的な情報発信を行い困ったときに「助けて」と言える力をもつ市民が増えるとともに、「日頃のお互いさま」と「いざというときの備え」による地域の中でのつながりが広がっている。 ○日頃からの見守り・支えあいの取組の充実と、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組の推進によって、地域のつながりと安心・安全が広がっている。 | ○より多くの地域で、平常時でも災害時でも、支援が必要な人の存在に周囲の人々が気づき、速やかに的確な支援へつながる仕組みができています。 | ○平常時における地域主体の見守り活動の充実とそれを生かした災害時要援護者支援の推進 ○孤立防止や見守りの取組の啓発により過剰な個人情報保護を防ぎ、困った時に自ら積極的に助けを求め力をもつ市民を増やす・それに気づきつなげる市民を増やす取組の推進 |
| | | 柱2-2 安心して暮らし続けられる地域づくり | ○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者が急増している。 ○「複合的な困難を抱える人々」を地域で包み支え、誰もが安心して在宅生活を送れる地域をつくるのが急務になっている。 | ○個々のニーズを地域のニーズとして捉え、公的機関・事業者・地域の連携により、解決に向けた取組が行われている。 | ○2025年に想定される要介護高齢者の急増等の課題を意識した取組が、公的機関・事業者・地域の連携により始められている。 | ○個別支援が届かぬまま、様々な生活課題を抱えている人々の存在に気づき支える仕組みづくり ○地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みの充実と新たな取組の創出 | |
| 柱2-3 地域での自立した生活の支援(権利擁護の推進) | | ○少子高齢化・家族の小規模化が進行し、地域で暮らす高齢者・障害者への権利擁護のニーズが増大している。身近で頻度の高い支援が喫緊の課題になっている。 | ○権利擁護事業や成年後見制度の認知や理解が進み、利用が促進されることで、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら地域で安心して生活を送ることができている。 ○市民後見人による地域での活動など市民相互で支えあう取組や仕組みを通じて、認知症や障害があっても、地域で安心して生活し続けることができている。 | ○多様な権利擁護・成年後見等の仕組みが推進され、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら地域で安心して生活を送ることの大切さについての理解が広がっている。 | ○身近な地域における権利擁護の推進 ○市民後見人の養成と活動支援 | | |
| 地域福祉広げ、市民参加の取組が広がる | 柱3 | 柱3-1 次世代やあらゆる住民層に向けたつながりづくりの推進 | ○地域のつながりの希薄化が進んでいるため、幅広い市民参加によるつながりづくりに、抜本的かつ長期的に取り組むことが必要になっている。 ○生活課題を抱える若年世代に対し、経済政策や雇用対策以外にも社会的孤立からの脱却に向けた地域でのつながりが必要になっている。 | ○次世代を対象とした「つながりづくり」「地域理解」の重要性の啓発が、地域と学校との連携により充実した内容で取り組まれ、地域への愛着をもつ子どもが増えている。 ○次世代育成を切り口にした親同士のつながりや、地縁だけでは無い趣味の活動などの興味やテーマによるつながりも広がっている。 ○各世代が抱える課題に対して当事者である世代自身が解決に取り組む風土が生まれている。 | ○あらゆる世代・あらゆる住民層がつながりを意識し、地域福祉保健に関心をもつことができる取組が増えている。 ○文化・スポーツ・健康づくり等をきっかけとした活動から生まれる地域のつながりを大切にする | ○次世代(小・中学生)を対象とした「つながりづくり」「地域理解」の重要性の啓発と地域への愛着の醸成 | |
| | 柱3-2 自由に移動し様々な活動に参加するためのバリアフリーの推進 | ○障害のある人もない人も同じように地域で自立した生活を送れるようにするために、障害への理解や障害者の社会参加がより必要となっている。 | ○障害に対する市民の理解が進み、障害の有無に関わらず、お互いに支え、助け合う地域社会づくりの意識が高まることにより、障害者を含む全ての人の社会参加が促されている。 | ○高齢者、障害者、在住外国人等を含む全ての人が相互に交流し、支え合い、あらゆる分野の活動に参加することができることの大切さが理解されている。 | ○多様性の理解の普及啓発と当事者の社会参加の促進 | | |
| | 柱3-3 高齢者の意欲と能力発揮の「場」と「出番」づくり | ○高齢者層が社会の大きな比重を占めるようになり、「人生65年時代」から「人生90年時代」に向けて、高齢者の意欲と能力が最大限発揮される「場」と「出番」が求められている。 | ○「高齢者は支えが必要な人」という固定観念がなくなり、さまざまな形態で高齢者世代の誰もが健康づくりに努めながら地域の活性化に関わっている。 | ○元気な高齢者の意欲と能力が発揮される「場」と「出番」づくりの取組が進み、地域福祉保健活動への参加が広がっている。 | ○元気な高齢者層の幅広い参加を促すための取組の推進 ○元気な高齢者層の意欲と能力が発揮できる新たな場と出番づくりによる地域活動の活性化 | | |
| | 柱3-4 活動が継続するための手法の浸透・企業やNPO等と連携した取組の推進 | ○地縁団体の主体的な取組に加え、企業やNPO等との連携や協働により、幅広い市民参加の裾野を広げていくことが、地域福祉保健活動の継続にとって重要になっている。 ○福祉・保健・医療に係る市の歳出の増加が進み財政状況が逼迫するなかで、公的資金のみに頼らず自主財源を持続的に生み出す等の地域福祉保健活動の継続に効果的な手法の浸透が求められている。 | ○地域福祉保健活動が継続するための環境が整備されている。 ○企業・NPO、社会福祉施設等の社会資源の特性や専門性を生かし、連携した取組を進めることにより、持続可能な取組が増えている。 | ○社会福祉施設、企業・商店、NPO等との協働による取組が進んでいくとともに、地域福祉保健活動の継続に役立つ手法が浸透している。 | ○活動資金、活動推進のための情報・ノウハウ等の提供を通じた活動の支援 ○企業とのパートナーシップによる課題解決に向けた取組の推進 | | |
| | 柱3-5 地域資源の有効活用のための仕組みづくり | ○限られた資源(特に公的な場所・人材・財源)を有効活用するため、地域福祉保健に関するコーディネート機能が必要になっている。 | ○既存の資源の情報を共有し、効果的に連携と役割分担を進めることにより、地域課題に対するきめ細やかな取組が行われている。 | ○地域福祉保健活動の推進に重要な資源と人材が効果的・効果的に機能している。 | ○担い手育成や幅広い市民参加に向けた地域福祉保健の取組を広げるための地域に関わる様々な公的機関の連携促進 ○地域の交流の場や機会づくり推進に向けた地域資源活用方法の検討 | | |

第3期横浜市地域福祉保健計画・第5次横浜市地域福祉活動計画「よこはま〇〇プラン」取組一覧(案)

推進の柱1 地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる

| 重点取組 | C 計画期間<H26年度~H30年度>で 目指す姿 | 取組NO | 主な 取組 | D 具体的な取組名 |
|--|--|--------|----------|---|
| <柱1-1> 地域課題の解決に向けた 支援の拡充(地区別計 画及び区計画の策定・推 進) | 〇各区創意工夫による区計画策 定・推進のこれまでの実践を踏ま え、地域支援のあり方が整理さ れ、遂行されている。 〇地域主体の取組の立ち上げ・維 持・発展とそれらのネットワーク化 を図る仕組みにより、地域課題が 徐々に解決されている。 | 柱1-1-1 | ◎ | 区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域 支援の体制づくりと支援目標の明確化 |
| | | 柱1-1-2 | | 個別支援と地域支援の連動を見据えた施策 の展開と地域の様々な取組を有機的・重層 的に機能させるためのネットワークづくり |
| | | 柱1-1-3 | ◎ | 現状分析を踏まえた重点的支援が必要な地 域の焦点化と地区別支援のあり方の明確化 |
| | | 柱1-1-4 | | 地域福祉保健推進の環境整備 |

推進の柱2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる

| 重点取組 | C 計画期間<H26年度~H30年度>で 目指す姿 | 取組NO | 主な 取組 | D 具体的な取組名 |
|--------------------------------------|---|--------|----------|---|
| <柱2-1> つながりを生かした見守 りの充実 | 〇より多くの地域で、平常時でも災 害時でも、支援が必要な人の存在 に周囲の人々が気づき、速やかに 的確な支援へつながる仕組みがで きている。 | 柱2-1-1 | ◎ | 平常時における地域主体の見守り活動の充 実とそれを生かした災害時要援護者支援の 推進 |
| | | 柱2-1-2 | ◎ | 孤立防止や見守りの取組の啓発により過剰 な個人情報保護を防ぎ、困った時に自ら積 極的に助けを求める力をもつ市民を増やす・ それに気づきつなげる市民を増やす取組の 推進 |
| | | 柱2-1-3 | | 従来の取組では漏れやすい対象層に対す る、市や県による企業等との連携を介した地 域における見守りの仕組みづくりへの支援 |
| | | 柱2-2-1 | ◎ | 個別支援が届かぬまま、様々な生活課題を 抱えている人々の存在に気づき支える仕組 みづくり |
| | | 柱2-2-2 | ◎ | 地域の生活課題を把握・調整・解決する仕 組みの充実と新たな取組の創出 |
| | | 柱2-2-3 | | 保健・医療・福祉の専門職による地域活動 者に対する「支援の階層化」の防止 |
| | | 柱2-2-4 | | 地域ケアプラザがその機能と人材を生かし やすい環境づくり |
| <柱2-2> 安心して暮らし続けられ る地域づくり | 〇2025年に想定される要介護高齢 者の急増等の課題を意識した取組 が、公的機関・事業者・地域の連携 により始められている。 | 柱2-2-5 | | 地域福祉保健人材の育成 |
| | | 柱2-2-6 | | 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づ くり |
| | | 柱2-2-7 | | サービスの質を向上させる仕組み |
| <柱2-3> 地域での自立した生活の 支援(権利擁護の推進) | 〇多様な権利擁護・成年後見等の 仕組みが推進され、高齢者や障害 者が「自分の力を生かしながら地域 で安心した生活を送ることの大切さ についての理解が広まっている。 | 柱2-3-1 | ◎ | 身近な地域における権利擁護の推進 |
| | | 柱2-3-2 | ◎ | 市民後見人の養成と活動支援 |

推進の柱3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる

| 重点取組 | C 計画期間<H26年度~H30年度>で 目指す姿 | 取組NO | 主な 取組 | D 具体的な取組名 |
|---|--|--------|----------|---|
| <柱3-1> 次世代やあらゆる住民 層に向けたつながりづく りの推進 | 〇あらゆる世代・あらゆる住民層 が「つながり」を意識し、地域福祉保 健に関心をもつことができる取組 が増えている。 | 柱3-1-1 | | 幅広い市民に向けた地域福祉保健計画の 理念のPR |
| | | 柱3-1-2 | ◎ | 文化・スポーツ・健康づくり等をきっかけと した活動から生まれる地域のつながりを大切 にする |
| | | 柱3-1-3 | ◎ | 次世代(小・中学生)を対象とした「つながり づくり」「地域理解」の重要性の啓発と地域へ の愛着の醸成 |
| | | 柱3-1-4 | | こどもと地域のつながりを深めるための学校 との連携 |
| | | 柱3-1-5 | | 各世代が抱える課題に当事者である世代自 身が解決に取り組む風土をつくる |
| <柱3-2> 自由に移動し様々な活 動に参加するためのバリ アフリーの推進 | 〇高齢者、障害者、在住外国人等 を含む全ての人が相互に交流し、 支え合い、あらゆる分野の活動に 参加することができることの大切さ が理解されている。 | 柱3-2-1 | | ソフトとハードが一体となった「福祉のまちづ くり」 |
| | | 柱3-2-2 | ◎ | 多様性の理解の普及啓発と当事者の社会 参加の促進 |
| <柱3-3> 高齢者の意欲と能力発 揮の「場」と「出番」づくり | 〇元気な高齢者の意欲と能力が発 揮される「場」と「出番」づくりの取組 が進み、地域福祉保健活動への参 加が広がっている。 | 柱3-3-1 | ◎ | 元気な高齢者層の幅広い参加を促すための 取組の推進 |
| | | 柱3-3-2 | ◎ | 元気な高齢者層の意欲と能力が発揮できる 新たな場と出番づくりによる地域活動の活性 化 |
| <柱3-4> 活動が継続するための 手法の浸透・企業やNP O等と連携した取組の推 進 | 〇社会福祉施設、企業・商店、 NPO等との協働による取組が進ん でいくとともに、地域福祉保健活動 の継続に役立つ手法が浸透してい る。 | 柱3-4-1 | | 地域で取り組む福祉保健活動の推進 |
| | | 柱3-4-2 | ◎ | 活動資金、活動推進のための情報・ノウ ハウ等の提供を通じた活動の支援 |
| | | 柱3-4-3 | ◎ | 企業とのパートナーシップによる課題解決に 向けた取組の推進 |
| | | 柱3-4-4 | | ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスの 理解の促進と地域福祉保健活動との連携の 推進 |
| | | 柱3-4-5 | | 地域の福祉施設と協働した地域福祉保健活 動の推進 |
| | | 柱3-4-6 | | NPOと地縁組織との連携による地域福祉保 健活動の推進 |
| <柱3-5> 地域資源の有効活用 のための仕組みづくり | 〇地域福祉保健活動の推進に重 要な資源と人材が効率的・効果的 に機能している。 | 柱3-5-1 | ◎ | 担い手育成や幅広い市民参加に向けた地 域福祉保健の取組を広げるための地域に関 わる様々な公的機関の連携促進 |
| | | 柱3-5-2 | ◎ | 地域の交流の場や機会づくり推進に向けた 地域資源活用方法の検討 |

目次

第1章 第3期横浜市地域福祉保健計画・第5次横浜市地域福祉活動計画 「よこはま〇〇プラン」の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- (1) 計画の根拠
- (2) 計画の位置づけ(市の基本構想・中期計画、分野別、社協一体的な策定・推進)
- (3) 計画の名称
- (4) 計画の枠組みと圏域の考え方(6層定義・地区別計画・区計画・市計画の関係)

2 地域福祉保健を取り巻く状況の変化

- (1) 少子高齢社会と横浜市民の暮らしの状況
- (2) 横浜市民の地域活動や市民活動の状況
- (3) 地区別計画策定・推進状況からみる地域の状況

3 第2期市計画及び第4次活動計画の振り返りと 2025年の横浜市の姿を視野に入れた中期的な課題

- (1) 第2期市計画のねらい・取組と成果
- (2) 第4次活動計画のねらい・取組と成果
- (3) 2025年の横浜市の姿を視野に入れた中長期的な課題

4 「よこはま〇〇プラン」が目指すもの

- (1) 地域福祉とは何か・保健の視点も取り入れて進める意義
- (2) 「よこはま〇〇プラン」の基本理念と総合目標
- (3) 「よこはま〇〇プラン」の取組の体系図

第2章 推進のための取組(推進の柱と具体的取組)

「よこはま〇〇プラン」の3つの推進の柱別の方向性

推進の柱1 地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる

推進の柱2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる

推進の柱3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる

第3章 計画の推進にあたって

1 市・市社協の取組のまとめ(区計画策定・推進に資する事業や市域の取組)

2 計画の推進体制

3 計画推進状況の評価

資料編

1 計画策定の流れ

2 「よこはま〇〇プラン」と各計画との関係図

3 地域福祉保健の推進に資する市の取組一覧

4 社会福祉法(抜粋)

5 策定・推進委員会委員から市民一人ひとりへのメッセージ

6 区計画の紹介

7 用語解説

8 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿

9 「よこはま〇〇プラン」の取組の体系図(主な取組入り)

「地域福祉とは何か・保健の視点も取り入れて進める意義」の記載内容について

<検討テーマ>

1 「地域福祉とは何か」を伝えるためのキーワードの抽出

「地域福祉」の本質が伝わり、市民にとってもわかりやすく、さらに、行政・社協・地域ケアプラザが意識して取り組むために有効なキーワードを検討したい。

(「地域福祉とは何か」の章では一般論を端的に整理するだけでなく、公的機関三者側に向けた整理も試みたい。)

2 「保健の視点も取り入れて進める意義」の加筆

国による「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正(平成24年7月)を受けて、地域福祉計画に保健の視点を取り入れて進める意義について、改めて現行計画に加筆したい。

1 「地域福祉とは何か」を伝えるためのキーワードの抽出

(1) 市民・行政・社協・地域ケアプラザ等が共通理解したいキーワード候補

- 住民主体、住民一人ひとりの参加(※「住民」と「市民」の使い分けとは)
- 様々な機関等(地域住民、住民組織、事業者、ボランティアグループ、市民活動団体、社協、行政等)の協力
- 様々な分野の活動(分野別の社会福祉、暮らしのための幅広い観点での福祉)の組み合わせ
- 地域の生活課題の把握・共有・検討・解決を図る
- 誰もが安心して暮らせる支えあいの地域社会をつくる

(2) 公的機関三者(行政・社協・地域ケアプラザ)が意識して取り組むためのキーワード候補等 ア 厚生労働省の資料より「地域福祉を推進するために必要な条件とその整備方策」

- 住民主体を確保する条件があること
- 地域の生活課題発見のための方策があること
- 適切な圏域を単位とすること
- 地域福祉を推進するための環境<情報共有、活動の拠点、地域福祉のコーディネーター、活動資金>
- 活動の核となる人材
- 市町村の役割<総合的なコミュニティ施策の必要性、公的な福祉サービス提供と地域福祉活動の基盤整備、財源、公的な福祉サービスと地域で発見された問題とがうまくつながるような運用>

イ 森本委員長より「地域福祉とは(試論)」

- 分野別に福祉を扱う弊害を、一人ひとりの生活の場である地域で再統合する働きかけ、ものの見方
- 分野別の福祉を地域という生活の場で「全体性」「つながり」「関係性」「連続性」「構造化」という視点で、「システム化」「組織化(ネットワーク化)」すること
- 地域福祉における「情報」の重要性

ウ 公的機関が「地域福祉や住民主体の必要性」を唱え推進していく際の伝え方とは

市民にとっては「まず公助ありき」という考え方も根強い。優先順位が「自助→共助→公助」か「公助→自助→共助」かではなく、同時に「自助・共助・公助」を共存させ、組み合わせることが必要な社会になっていることを、市民の立場でも受け入れやすい伝え方やキーワードとは。

2 「保健の視点も取り入れて進める意義」の加筆

○ 地域保健法 第2条

地域住民の健康の保持及び増進を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、我が国における急速な高齢化の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等に即応し、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、地域住民の多様化し、かつ、高度化する保健、衛生、生活環境等に関する需要に適確に対応することができるように、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に推進されることを基本理念とする。

○ 厚生労働省「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成24年7月改正）の概要」

1 ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進

地域保健対策の推進に当たっては、地域のソーシャルキャピタルを活用し、住民による共助への支援を推進すること。

2 地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進

市町村は、学校や企業などの地域の幅広い主体との連携を進め、住民との協働による健康なまちづくりを推進すること。

3 医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化

市町村は、保健と介護及び福祉を一体的に提供できる体制整備に努め、都道府県及び保健所は、管内の現状を踏まえ、医療、介護等のサービスの連携体制の強化に努めること。

< 次期計画の記載案（下線部分が現行計画への主な加筆部分） >

地域保健とは

○ 「地域保健」とは、保健、衛生、生活環境等に関する地域住民の多様なニーズに適確に対応することができるように、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しながら、地域住民の健康の保持及び増進を目的として推進していくものです。

○ 人々の誕生から死に至るまでの心身の健康を、日常生活に根ざした地域で支えるために、地域課題の分析（アセスメント）に基づきながら、母子保健、老人保健、精神保健、感染症対策、難病対策、栄養改善、歯科保健、食品衛生、環境衛生等といった分野が連携して取り組んでいます。

○ しかし、今後更に複雑化、多様化していく国民のニーズに行政中心の取組だけで応えることは困難であり、「地域保健」の推進にとっても、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等(ソーシャル・キャピタル)の核となる人材の育成や、それが存在する場である学校や企業、NPO等の民間団体、ボランティア団体や自助グループなどへの支援や働きかけを通じて、地域住民の共助の取組をより一層活性化させることが重要になっています。

「地域福祉」と「地域保健」を一体的に進める意義

○ 横浜市では、健康づくりなど保健分野の取組を「地域福祉」を推進するための重要な要素として位置づけ、福祉・保健の両分野を一体的に取り組むことから、第2期計画から計画の名称を「横浜市地域福祉保健計画」とし、「地域福祉保健活動」の推進に取り組んでいます。

○ 福祉も保健も目指すものは、「地域で安心して快適な生活を送れるようにすること」であり、「地域福祉」と「地域保健」が重視する視点、プロセスも非常に近いものとなっています。

○ 健康づくりや保健の活動は、病気がない状態にすることが目的なのではなく、病気があってもなくても、社会のなかで自分らしく生活ができるための心身の状態をつくり、保ってい

くことを目指すものです。そのために自分に必要なことを学び、できることは実践し、家族や社会の中で自分が取れる役割を考え、治療やサービス・周囲のサポートなど必要な支援を活用できるようにすることが大事です。

- そのために役立てたいのは、「予防」の視点です。「予防」は、単に病気を防ぐというだけでなく、将来にわたる生活課題、例えば子育てや介護、自分や家族の病気や加齢などに伴い予測される変化に対応した準備を行い、地域生活を続けていけるようにすることも含みます。
- 誰でも関心があり共通して取り組める「健康づくり」と「予防」をテーマに、住民の主体性を活かした健康づくり活動を地域ぐるみで展開することで、より多くの人々の参加が得られ、地域の「活力」の向上につなげることができると考え、これらの取組を計画に盛り込み、推進を図ります。
- 「地域福祉」と「地域保健」が相互に関連し総合的に地域の「活力」を向上させるには、そこで暮らす人の主体的な参加と協働の場の設置、関係者間のネットワーク、活動に必要な情報の適切な提供と共有などが不可欠です。そして、地域保健活動に住民が継続して取り組むには、地域のなかでのつながり、支えあいづくりといった地域福祉活動との連動が重要であることを意識しながら、「地域福祉保健計画」を策定・推進するものとします。

<参考資料>

① 現行計画における記述内容

○ 第2期横浜市地域福祉保健計画

<地域福祉とは>

横浜市では、「地域福祉」において、誰もが地域において尊厳をもって自分らしい生き方ができるよう、また、地域を安心して次世代が成長できるような場にするために、社会的・経済的に困難な立場にある人々に対する基本的な支援は行政が行うことが原則と考えています。それを踏まえ、「地域福祉」は、地域住民、住民組織、社会福祉法人などの事業者、ボランティアグループ、市民活動団体、社会福祉協議会（以下「社協」という。）、行政等の専門機関などが、地域の生活課題解決のために行っている様々な活動を組み合わせ、協力しあって、日常生活上の不安の解消や課題の解決を図り、住みよい支えあいの地域社会をつくっていくことを具体化することであると考えてきました。

これまでの福祉は、児童、障害、高齢等という分野別に、それぞれ限られた公的なサービスを提供していました。しかし、地域での生活を支援していくためには、狭い意味での「社会福祉」の枠を超え、地域を災害や犯罪から守る安心・安全の確立、健康づくり、まちづくりなど幅広い観点から福祉をとらえ、人々の暮らしを支え、充実するための取組のすべてが「地域福祉」の活動や実践と考えることが必要です。（以下、略）

<地域福祉保健計画に活かしたい保健の取組>

福祉も保健も目指すものは、地域で安心して快適な生活を送れるようにすることです。

健康づくりや保健の活動は、病気がない状態にすることが目的なのではなく、自分らしい生活の仕方ができるための心身の状態をつくり、保っていくことを目指すものです。そのために自分に必要なことを学び、自分でできることは実践し、家族や社会の中で自分が取れる役割を考えたり、治療やサービス・周囲のサポートなど必要な支援を活用できるようにすることが大事です。

そのために役立てたいのは、「予防」の視点です。「予防」は、単に病気を防ぐというだけでなく、将来にわたる生活課題、例えば子育てや介護、自分や家族の病気や加齢などに伴い予測される変化に対応した準備を行い、地域生活を続けていけるようにすることも含みます。

地域生活に必要な「予防」や「保健」の取組としては、福祉保健センターを始めとする公的機関が各種の予防事業や情報提供を行っています。また、保健活動推進員や食生活等改善推進員などの地域の保健人材が公的機関と連携し、区域や地域で健康学習や健康づくり活動を実施しています。

誰でも関心があり共通して取り組める「健康づくり」と「予防」をテーマに、住民の主体性を活かした健康づくり活動を地域ぐるみで展開し、多くの人の参加を得て活性化することが地域力の向上につながると考えられますので、これらの取組を計画に盛り込み推進を図ります。

○ 第4次横浜市地域福祉活動計画

「地域福祉」とは、誰もが身近な地域で安心して自分らしく暮らせるように、地域住民と関係団体・社協・行政等の協働により地域生活の環境整備を行い、住民の小地域福祉活動の活性化を通じて、地域特性に応じた個性ある地域社会をつくっていくものです。

地域福祉は住民一人ひとりの参加で進められます。地域で暮らす住民のすべてが、見守りや声かけ、家事や移動の支援、募金への参加など立場や環境に合わせて自分のペースで役割を持ち、継続的に関わるのが「住民主体」による地域福祉推進につながります。

住民の主体性のもとで、多様な地域福祉の担い手と行政等との協働を更に進めていくことにより、新たな地域の支えあいや共助の仕組みづくりにつながっていくと考えられています。

② 他都市事例「地域福祉とは」

○ 川崎市地域福祉計画

住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと

○ 豊中市地域福祉計画

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に関わるすべてのものが主役となって進めて行く地域づくりの取り組みのこと

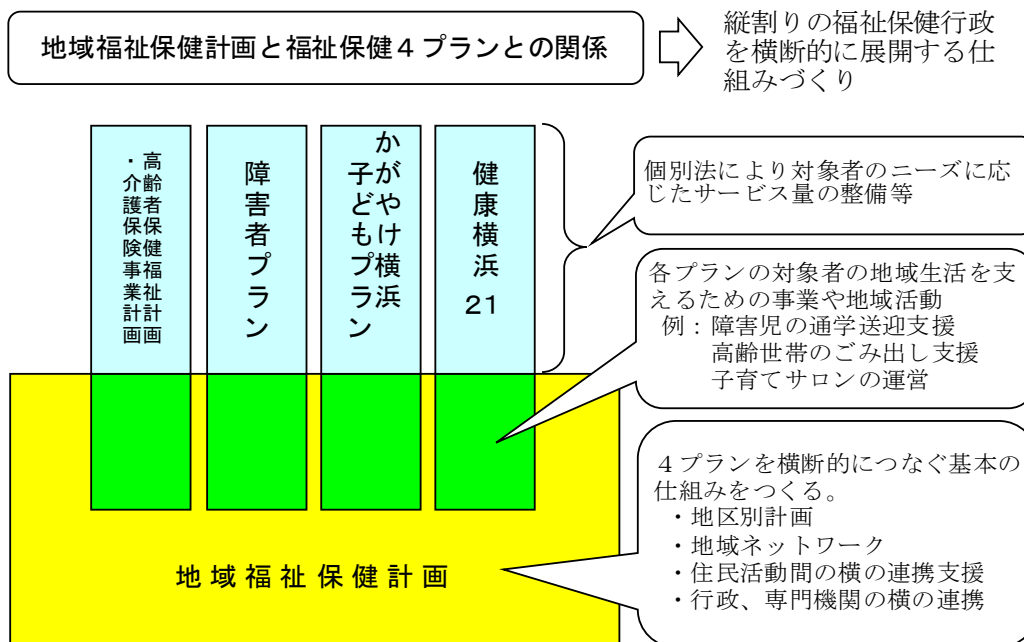
○ 阪南市地域福祉推進計画（一体化計画）

誰もが住み慣れた地域の中で、安心していきいきと暮らしていくためには、市民一人ひとりが主役となり、地域の関係団体・機関、ボランティア・NPO・市民活動団体、福祉サービス事業者、行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだめではなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら、“共に生き、支え合う社会”を実現すること

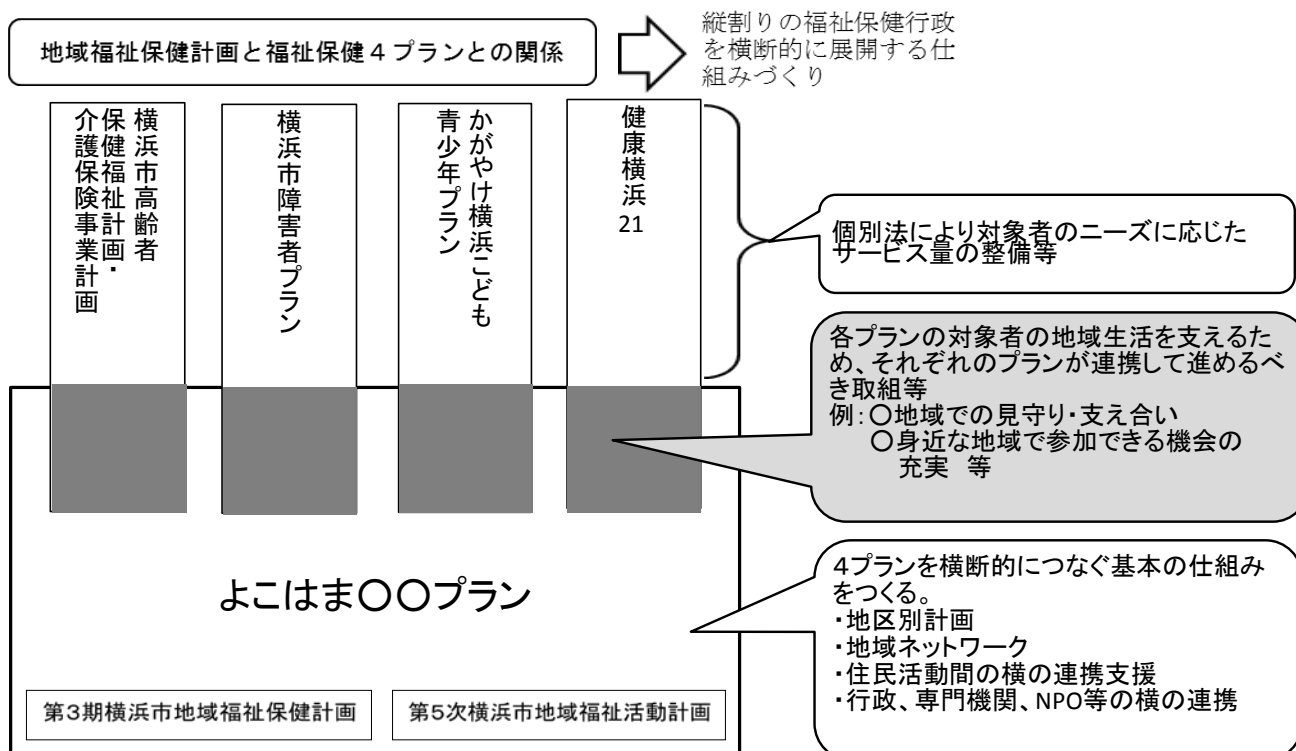
横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画と他計画等との関係性について

(1) 他計画との関係性図について

< 現行計画 >



< 第3期横浜市地域福祉保健計画・第5次横浜市地域福祉活動計画（以下、次期計画）事務局案 > 各プランと重なっている部分の説明が不十分なので、次のとおり修正したい。



< ※参考：その他の福祉保健分野に関する計画 >

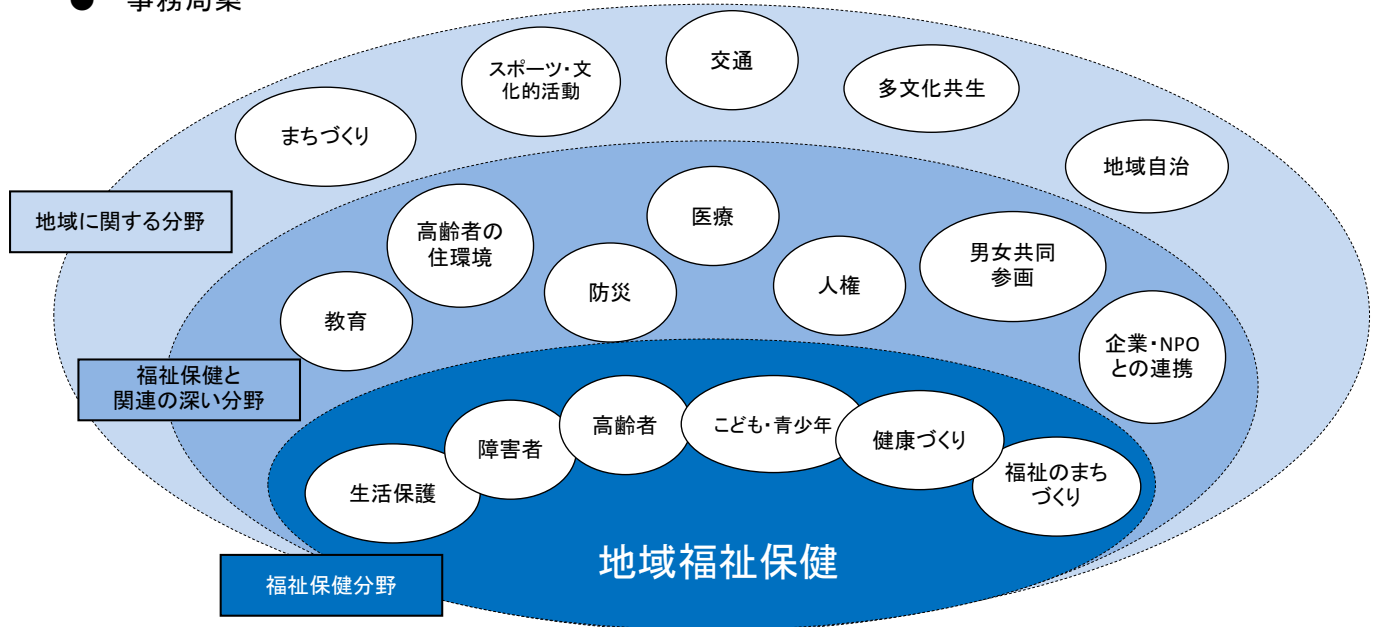
- ☆ よこはま保健医療プラン（医療法）
- ☆ 横浜市母子家庭等自立支援計画（母子及び寡婦福祉法）
- ☆ 横浜市食育推進計画（食育基本法）
- ☆ 横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画（高齢者の医療の確保に関する法律） 等

(2) 地域福祉保健分野以外の分野との関係性について

現行計画においては、福祉保健分野以外の分野との関係性は図式化されていないが、様々な地域の生活課題に地域が主体となって取り組んでいけるよう連携して支援を進めていくために、次期計画では教育やまちづくり等の関連する他分野との関係性も記載していきたいと考えている。

次期計画を策定・推進していくうえで、連携して取り組んでいく分野として、どのような分野を記載するべきかを検討したい。

● 事務局案



参考：市町村地域福祉保健計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）平成14年1月28日、社会保障審議会福祉部会

● 地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係

現状では、高齢者、障害者、児童といった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらとの整合性及び連携を図り、これらの既存計画を内包する計画として、市町村及び都道府県のそれぞれを主体に、「地域住民主体のまちづくり」や幅広い地域住民の参加を基本とする視点を持った地域福祉計画を導入する必要がある。

さらに、障害者、児童に係る計画が未策定の場合には、地域福祉計画の策定に併せて連携を図りつつ策定されることが望まれる。

● 法定計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画の対象分野とが重なる場合については、その既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

なお、地域福祉計画と既存計画の重複する部分については既存計画が優先されるとすることが適当である。

● 法定外計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画でない計画（法定外計画）の対象分野が重なる場合については、その既定の法定外計画の対象範囲が明確であり、かつ、住民参加を始めとして地域福祉計画に準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 25年度の主な取組(予定) | |
|--|-------|---|----------------------------------|------------------------------|------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------|--------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---|---|---|
| 策定・推進委員会 | | | | | 委員会① 提案 ↑ 課題提起 | | | | | | | | 委員会② 報告 ↑ 提言 | ・策定・推進委員会開催(年3回程度) ・第2期市計画最終評価結果確定 | |
| ☆第3期市計画策定準備 | | | ・区局意見交換 | 策定に向けた考え方を整理 | 策定検討作業に向けた準備 | | テーマ別検討会①(第1回) テーマ別検討会②(第1回) | テーマ別検討会①(第2回) テーマ別検討会②(第2回) | | 地域福祉保健計画・地域福祉活動計画検討会(第1回) | テーマ別検討会①(第3回) テーマ別検討会②(第3回) | テーマ別検討会①(第3回) テーマ別検討会②(第3回) | 中間報告 ・区局意見交換 課長級庁内検討PJ(第1回) | ・課長級庁内検討PJ(第2回~)開催 ・区計画策定・推進指針改定検討会開催(年5回程度) ・計画の評価に関する検討 ・第3期市計画の素案に対するパブリックコメントの実施 ・第3期市計画の確定 | |
| 推進の柱1 (「地域づくりをすすめます」)における取組 | | ・第2期市・区計画推進・各種研修実施、第3期市計画策定・第2期市・区計画推進状況等の情報提供、係長会、担当者会議等での情報交換実施 | | | | | | | | | | | | | ・担当者会議開催(年4回程度) ・研究発表会開催(時期未定) |
| 各区・地区別計画策定・推進 | 18区共通 | | 新任者向け研修 | | 担当者会議① 担当者会議②(事務職編) | | 研究発表会 | 担当者会議③ | | | | | 担当者会議④ | | |
| 災害時要援護者支援事業 | | ・要援護者リスト各区に配布 | ・要援護者対検討部会にて、課題解決に向けて検討、条例案検討 | | ・地域関係団体へ取組説明 | | | ・要援護者リスト各区に配布 ・条例パブリックコメント実施 | | ・パブリックコメント実施結果報告(記者発表) | ・パブリックコメント実施結果地域関係団体説明 | ・震災対策条例全部改正案上程、可決 | ・手引素案(案)意見照会、素案確定 | ・震災対策条例施行規則の一部改正(意見公募手続含む)等手続き実施 ・情報共有方式(条例を根拠にした情報提供方式)実施に向けた調整と運用開始 | |
| 孤立予防対策検討 ※検討委員会(外部委員含む)検討プロジェクト(庁内) | | 第2回検討PJ | 第1回検討委員会 第2回検討委員会 第3回検討委員会 | 第2回検討委員会 第3回検討委員会 | 第3回検討委員会 第4回検討委員会 | 第4回検討委員会 | | ・検討委員会報告書まとめ | 取組の具体化に向けた事業者との調整 | | | 協力事業者7者による「緩やかな見守り」の開始 | 平成25年4月~ 新たな協力事業者3者による「緩やかな見守り」の開始 (ヤクルト販売会社・神奈川雪印メグミルク協会・パルシステム神奈川ゆめコープ) | | |
| ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業 | | | ・区局意見交換 | ・事業マニュアル作成 | | ・対象者名簿の民生委員への提供 ・各区での状況把握の実施 | | | | | | | | ・6月中旬ごろより対象者名簿の民生委員への提供、各区での状況把握の実施 | |
| 地域の見守りネットワーク構築支援事業 | | 平成23年度実施結果検証の報告、各区での実施調整 | ・モデル6地区での実施 | | | モデル実施地区の内部検証 | | | | | | 第1回継続的な支援のあり方検討会 | 第2回継続的な支援のあり方検討会 | 第3回継続的な支援のあり方検討会 | ・継続的な支援のあり方検討会の実施 ・継続地区への助成(経過措置) ・新たな枠組による助成 |
| 地域活動者向け個人情報の取扱手引書作成(市社協が中心となって作成) | | ・普及・啓発、活用 | | | | | | | | 区・区社協・地域ケアプラザ・子育て支援拠点等職員を対象とした研修を実施。 | | | | ・区・区社協・地域ケアプラザ・子育て支援拠点等職員を対象とした研修を開催予定(時期未定)。 | |
| 地域ケアプラザ連携指針の作成 | | | | ・検討体制・策定方針の検討 | | | | | | 検討会開催準備、開催 | 指針(案)とりまとめ | | 意見照会 | 指針策定 | ・指針を活用した研修等の実施 |
| 市民後見人養成・活動支援事業 | | | 第1回推進委員会 | 養成研修説明会(全3回) | | | 研修受講者選考・決定 | 養成研修実施 | | | | | | 研修修了選考 | ・市民後見人実務実習の実施 ・市民後見人活動支援体制の構築 |
| 地域福祉コーディネーター養成研修等の人材育成 | | | | ・コーディネーター養成研修(基礎編・応用編・課題別研修) | | | | | | | | | 事例検討会 | ・コーディネーター養成研修振り返り ・25年度から、地域福祉コーディネーター養成研修上級編を実施 | |
| 地域活動への参加を増やすヒント集の活用 | | ・ヒント集の普及・啓発、活用 | | | | ・地域活動リーダー研修会(地域活動者向け) | | | | | | | | ・研修会等でのヒント集の活用を予定 | |
| 活動者、支援機関向け人材の発掘・育成講座 | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 普及・啓発 | ・e-News発行(毎月) | | ・市民局との調整、協議 | | | ・研究発表会 | | | ・民生委員への情報提供方法、具体的活用方法等の検 | | | | ・e-News発行(毎月) ・研究発表会開催(時期未定) | |

災害時要援護者対策について

～行政が保有する災害時要援護者の個人情報提供をきっかけとした、
災害に備えた地域の支えあいの取組の支援について（情報提供）～

1 趣 旨

地震などの災害発生時に、自力避難が困難な高齢者や障害者など、災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）の安否確認や避難支援などが迅速に行われるよう、日頃からの地域と要援護者との関係づくり、地域での支え合いを支援するために、行政が保有する要援護者の個人情報提供を自主防災組織等に提供できる法的根拠を規定するために、市震災対策条例が改正されましたので、情報提供します。

2 災害時要援護者対策（第 12 条）の改正内容

(1) 経 緯

災害に備えた日頃からの地域と要援護者との関係づくりのために、従来から、地域では要援護者への声かけ、見守り活動など様々な取組が行われています。

一方で、従来から取り組んでいる、本人からの申し出や同意を基にした要援護者の把握方法では必ずしも把握が十分ではなく、地域、要援護者の双方の皆様から、行政からのさらなる情報提供が必要だという声をいただいていた。

そこで、市町内会連合会等関係団体からご意見をいただきながら、対応策について検討を進め、市防災計画における災害時要援護者対策を推進する観点から、本市震災対策条例に、本人が拒否をしない限り情報提供をする根拠となる規定を設けることで調整を進めてきました（パブリックコメントでは約 8 割が賛成）。

(2) 改正概要

市は、要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動が円滑に行われるよう必要な体制を整備するとともに、平素から地域の自主的な支え合いの取組を支援するため、自主防災組織等に対し、あらかじめ災害時要援護者に係る個人情報を提供できることを規定しました（情報提供を拒否する場合は除く。）。

あわせて、目的外利用の禁止、提供情報の適切な取扱いを規定しました。

3 参 考

- 参考 1：横浜市震災対策条例（新旧対照表）（抜粋）
- 参考 2：横浜市の災害時要援護者支援の取組

横浜市震災対策条例（新旧対照表）（抜粋）

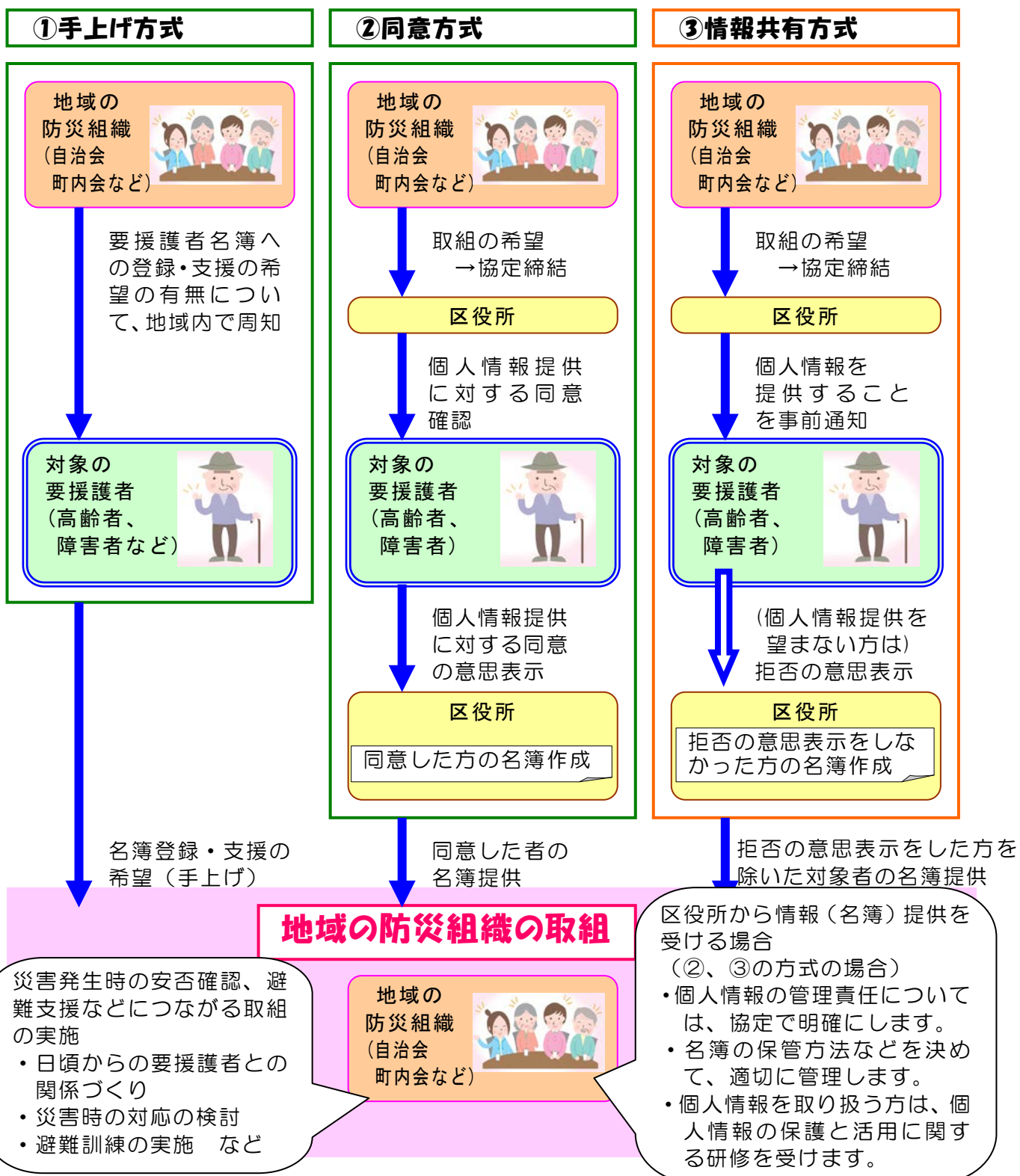
| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p><u>（災害時要援護者対策）</u></p> <p>第12条 市は、高齢者、障害者その他の地震が発生した場合の対応に困難を伴うことが予想される者（以下「災害時要援護者」という。）について、<u>安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動が円滑に行われるよう必要な体制を整備するとともに、平素から地域の自主的な支え合いの取組を支援するものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の取組を支援するため、災害時要援護者のうち規則で定める者に係る個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）について、自主防災組織及び規則で定めるものに対し、あらかじめ提供をすることができる。</u></p> <p>3 市長は、<u>個人情報については、あらかじめ当該災害時要援護者のうち規則で定める者が前項の提供を拒否する場合には、同項の規定にかかわらず、当該提供をすることができない。</u></p> <p>4 市長は、<u>個人情報については、第1項の取組を行うもの以外のものに提供してはならない。</u></p> <p>5 <u>第2項の規定により個人情報の提供を受けたものは、当該情報を第1項の取組以外の目的に利用してはならず、当該情報の漏えいを防止し、当該情報を規則で定めるところにより適正に取り扱わなければならない。</u></p> | <p><u>（高齢者等に対する配慮等）</u></p> <p>第13条 市は、<u>高齢者、心身障害者その他の地震が発生した場合の対応に困難を伴うことが予想される者について、避難誘導、救出救助等に関し配慮した震災対策を講ずるとともに、これらの者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</u></p> |
| <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項から第5項までの規定は、規則で定める日から施行する。</u></p> | |

横浜市の災害時要援護者支援の取組

要援護者支援の取組を進めるために、地域で要援護者を把握する場合、主に次の3つの方法（及び併用した方法）があります。今回の条例整備により、従来からの取組（①手上げ方式、②同意方式）に加え、③情報共有方式の選択が可能になりました。

地域は要援護者を把握し、災害発生時の安否確認、避難支援などにつながる取組を実施します。

要援護者名簿の作成・提供方法イメージ



| | 全体(委員会) | 検討会 | 計画作成・広報 | パブリックコメント | 市会 | 区役所調整 | 庁内調整 | 第2期市計画の推進 |
|-----|--|--------------------------|--|------------------------|---------------------------|--|---------------------------------------|---|
| 12月 | 12/3 第1回計画検討会 (検討会相互の調整) | | | | | 検討経過報告 | | |
| 1月 | | 1/31 検討会② (第3期の取組み検討) | ★中間報告資料作成 素案骨子(素案の概要)をまとめ、2月部長会、センター長会で報告し、区からの意見をもたう | | | 意見交換企画係長会議(毎月) | ↑ 関係各課と連携した取組方を盛り込むことの調整 ↓ 取組方策の確定 | ○コーディネーター養成研修 上級編周知 |
| 2月 | | 2/5 検討会① (第3期の取組み検討) | | | | 検討会報告 | ■素案骨子確認依頼 | ○地域支援研修(保護編) |
| 3月 | 3/26 第2回策定・推進委員会 (素案骨子の検討) | | | | | 中間報告及び意見募集依頼 区からの意見募集 | 3/21 庁内検討PJ① (他計画との整合性) | ○事業企画担当者会議 ★2期計画データ収集 |
| 4月 | ★2期計画最終評価データ収集 副市長説明 | | | | | 意見照会結果報告 素案(案)への意見募集依頼 区からの意見募集 | | |
| 5月 | 最終評価分析 | 評価検討① 指針改定検討会① | ★素案作成 | | 素案(案)について個別説明 | 区長会説明 策定状況及び区意見照会結果 | 5/ 庁内検討PJ② (他計画との整合性) | ★区計画推進支援 ★コーディネーター養成研修上級編の新設 |
| 6月 | 調整会議 ★2期計画最終評価結果案まとめ | 評価検討② 指針改定検討会② | | | | 計画素案(案)の説明 部長・センター長・課長・係長会 区長会説明 | 6/ 庁内検討PJ③ (他計画との整合性) | 区域研修の実施 4～5区 地域支援研修の実施 各分野 事業企画担当者会議 年間3～4回 |
| 7月 | 7/ 第1回策定・推進委員会 (素案の検討) (2期計画評価の検討) 素案確定 | 評価検討③ 指針改定検討会③ | | | | 素案の説明 パブコメについての予告 区からの意見募集 | ■関係各課との連携事業の調整(H26年度予算への計上を検討) | ★市計画推進 ○ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業 |
| 8月 | | | | ■素案印刷発注 | | | | ○災害時要援護者支援事業 ○見守りネットワーク構築支援事業 |
| 9月 | | 評価検討④ 指針改定検討会④ | ★計画本冊子作成 | ■記者発表 意見募集 | 第3回常任委員会 パブコメ実施報告 | 指針の中間報告 | ★計画本冊子作 | |
| 10月 | 計画検討会 | 評価検討⑤ 指針改定検討会⑤ | | ■パブコメ結果まとめ 次期計画への反映 | | 区からの意見募集 計画案の報告 | 10/ 庁内検討PJ④ (他計画との整合性) | ★第2期市計画の評価 |
| 11月 | | | ★計画最終調整 | | | 区からの意見募集 | ■関係各課との連携事業の最終調整 ★計画最終調整 | |
| 12月 | 12/ 第2回策定・推進委員会 ・2期市計画評価確定 ・第3期計画確定 | 評価検討⑥ 指針改定検討会⑥ | | | 第4回常任委員会 パブコメ結果報告 | 指針最終案の報告 | | |
| 1月 | 計画確定(市長決裁) | 評価指標 指針 | ■計画冊子作成 計画、概要版の作成 ・印刷発注 ・関係機関等への周知 ・ホームページへアップ | | | 区からの意見募集 計画の最終報告 指針の最終報告 | 局内説明 | |
| 2月 | | | ■記者発表 ■関係団体等説明 | | 第1回常任委員会 第3期計画報告(冊子配布) | | | |
| 3月 | 3/ 第3回策定・推進委員会 ・計画の周知、広報について ・計画の評価について ・策定・推進指針の活用について | | 講演会の開催 | | | | 計画推進組織へ転換 | |

第 2 期区計画の地区別計画の分析に関する報告について（概要）

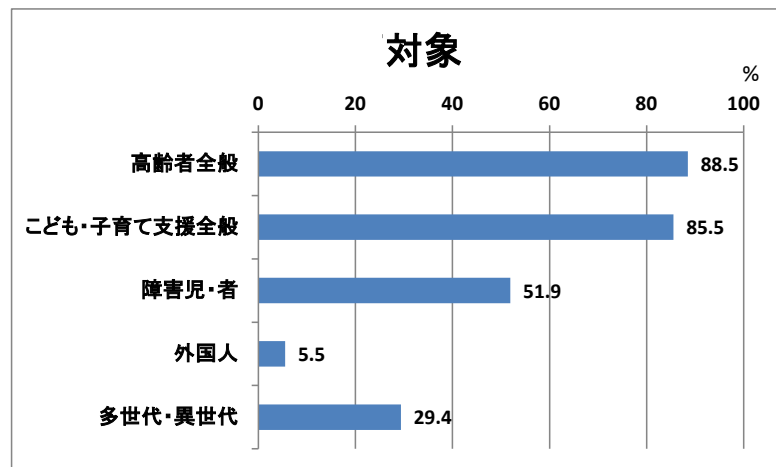
調査概要

- 目的：第 2 期区計画で全地区策定された地区別計画の分析を行い、地区別計画策定・推進の意義をまとめ、地区別計画策定・推進による地域づくりの目標、支援目標等を検討するための基礎資料とする。
- 調査内容：地区別計画策定 235 地区の計画内容の分析等

1 地区別計画（235 地区）における対象

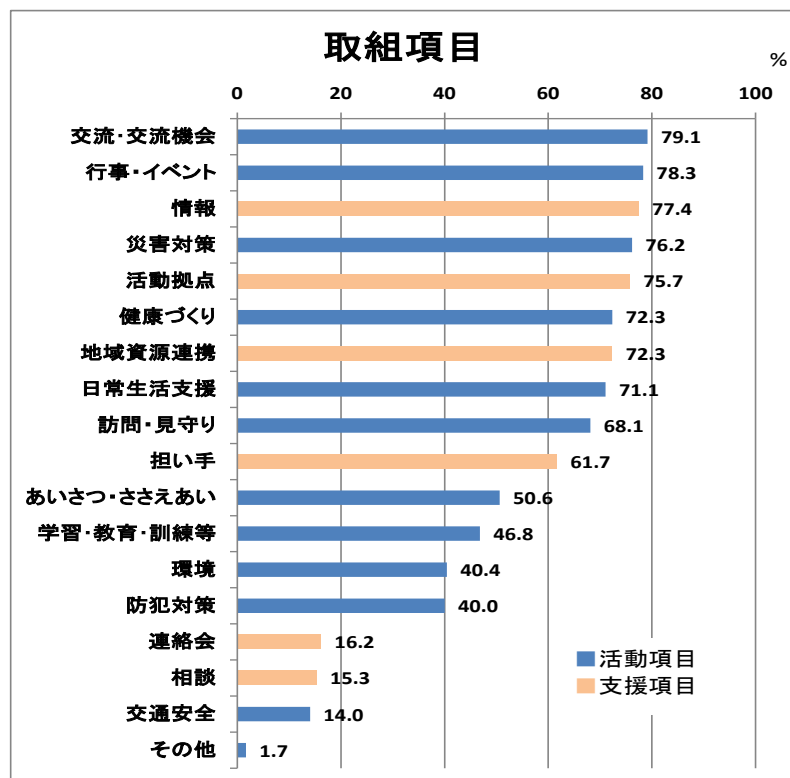
高齢者、子ども・子育て支援は 9 割、障害児・者は 5 割、外国人は 1 割未満

◆「高齢者」「子ども・子育て支援」は 9 割近くの地区で対象となっているが、「障害児・者」は 51.9%、「外国人」は 5.5%である



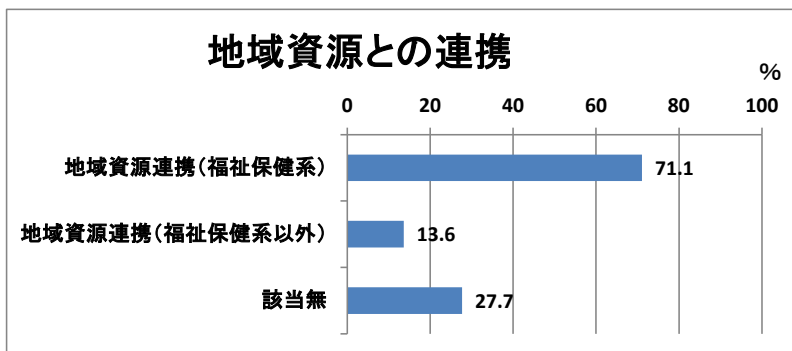
2 地区別計画（235 地区）の取組項目

◆取組内容は多岐にわたるが、7 割以上の地区で取組がみられるのは、活動の内容では、「交流・交流機会」「行事・イベント」「災害対策」「健康づくり」「日常生活支援」「訪問・見守り」「担い手」「あいさつ・ささえあい」「学習・教育・訓練等」活動を支える内容としては、「情報」「活動拠点」「地域資源連携」である。

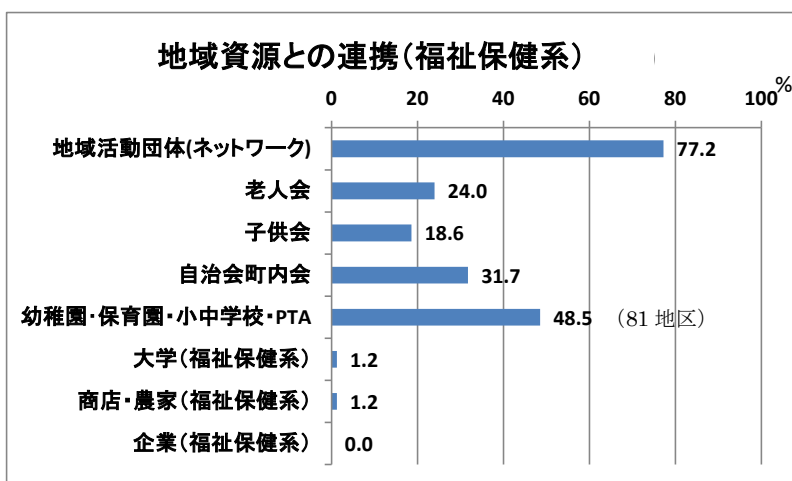


3 地区別計画（235 地区）の取組項目

◆地域資源との連携に取り組む地区は 7 割（72.3%）に上る。このうち、福祉保健系の取組 71.1%、福祉保健系以外の取組が 13.6%である。



◆福祉保健系の連携先は、地域活動団体(ネットワーク)が 77.2%と多く、次いで幼稚園・保育園・小中学校 48.5%、自治会・町内会 31.7%、老人会 24.0%、子供会 18.6%となっている。



◆福祉保健系以外の連携先では、商店・農家が 71.9%と多く、企業 21.9%、大学 18.8%となっている。

